

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 証明書の交付対象者について

- (1) 特定創業支援事業により支援を受けた次の①又は②に該当する者を証明書の交付対象とします。
 - ① 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
 - ② 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
- (2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定します。

2. 特定創業支援事業により支援を受けたことにより対象となる支援制度について

- (1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について
本市において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することができます。
 - ①会社設立時の登録免許税の軽減措置が利用できる対象者は以下のとおりとします。
 - (a) 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
 - (b) 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人
※既に会社を設立した者が組織変更を行う場合は対象外。
 - ②登録免許税の軽減措置の内容は、以下のとおりとします。
 - (a) 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免されます(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円減免されます。)
 - (b) 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に減免されます。
- (2) 創業関連保証の特例について
特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者について、無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援を受けることが可能です。
保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。
 - ①創業関連保証の特例を利用できる対象者は、以下のとおりとします。
 - (a) 創業を行おうとする者
事業を営んでいない個人
 - (b) 創業後5年未満の者
事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人
- (3) 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足について
特定創業支援事業により支援を受けた者は、新創業融資制度の自己資金要件を充足したものととして、同制度を利用することが可能です。
※なお、新創業融資制度は、創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が利用可能です。